

緊急時の国民保護について

三三〇七字

先生のお尋ねに対しましてお答えを申し上げます。

御指摘の事案、もう既に報道等で相当詳細に報道されているとおりにございますが、ただ、御質問のような、日本でこういうものが起こった場合という仮定の場合につきまして、自衛隊がどういう形で対応するのかということを一概に論ずるのは大変難しいところでございます。これは本音のところでございます。ただ、その上であえて一般論という形で申し上げさせていただきますと思いますが、国内におきますいわゆるテロ事案、これにつきましては、御案内のとおり、第一義的には公共の安全と秩序の維持に当たります警察機関による対応がなされる、こういうふうな原則がなっております。これに対しまして防衛庁・自衛隊はどのようにかかわるかということにつきましては、二つございます。

一つが、警察機関の活動に対しまして官庁間協力という形で、警察機関からの依頼を受けまして、警察機関の人員あるいは装備、これらのものの緊急輸送支援、化学防護機材等の貸与、こういうようなことを行うことが一つ考えられます。

それから、もう一つのかかわりの仕方でございますが、いわゆるテロによって引き起こされたこの種の被害が生じている、こういう事態に際しましては、災害派遣の枠組み、この既存の枠組みを使いまして救助それから救援活動などを実施いたします。もしこれ

がNBC、こういうふうな特に生物兵器あるいは化学兵器というような場合には、自衛隊の持つております化学防護部隊あるいは衛生部隊、こういうものが中心となりまして、被害状況の情報収集、あるいは除染活動、傷病者の搬送、医療活動等を行う、こういうのが第一段階に考えられます。

それで、先生がおっしゃられますように、自衛隊はもともと初めから出られるじゃないかということでございます。いわゆる一般の警察力をもっては治安を維持することはできないという事象であるということになりますれば、その段階におきまして治安出動という形で自衛隊が警察機関と連携いたしまして対処する、こういうことになるかと思えます。

いずれにいたしましても、警察機関と自衛隊がそれぞれの能力を最大に活用し、緊密に連絡をして間隙なく効果的に対処できるように努めてまいりたい、このように考えております。

それから、先生先ほど御指摘ございました警察のほうの五百何カ所の重要警備対象でございますが、それについては我々も承知しております。九月のテロ後そういうようなものが指定されて、警察のほうでやっておられることを承知しております。

この関係につきましては、先ほど枠組みの中で申しましたように、警察と自衛隊の間では、例えば治安出動に關します協定をいろいろ実は先般来改正いたしました。例えば十二年の十二月には政治家の、大臣レベルの協定を巻いてもらいました。それから、その後また、現地レベルのそういう協定も巻いて対応するような、連携をと

れるようなことをしております。

それからもう一点、それに基づいて今後訓練をする必要があるという形で、先般ちょっと新聞にも公表いたしました。来る十一月十八日の日からとりあえずは北海道で訓練をやる、そういうことで考えております。

奥山委員 いずれにいたしましても、とにかくテロの対応に対しては、法的にもすき間のないようにこれはきちつとしておかなければならないということは一番大事なことであろうと思えますし、そして警察と自衛隊が共同でいろいろな訓練をしたということは過去においてはなかつたわけでありまして、最近はやくやくそれも行われるようになったわけでありまして、ひとつ十分対応してもらいたいと思えます。

それから、国民の保護に関してお尋ねをしたいと思えますが、以前石破長官とも話をさせてもらったときに、戦争は、近代の戦争、そして現代の戦争になるほど、武力と武力の戦いというよりも、一般国民が巻き込まれる戦争、一般国民の被害が近代の戦争、現代の戦争になればなるほど非常に多くその犠牲者を出すわけであります。

そういうことから考えますと、また、かつてドイツが第二次大戦のときに激しい空襲を受けた、しかし、同じように日本も激しい空襲を受けたけれども、一般国民の被害はドイツ以上に日本が多かつたというようなことを聞きますと、それはふだんから一般国民を守る日本の法体系というものが、思想というものですか、そういうものが過去においては余り十分でなかつたということが言えるんじゃないかと思えます。

ないかと思えます。

日本の国土は、幸いにも海を隔てて、外国からほとんど武力で攻撃を受けたということが過去においては少なかつた。しかし、ヨーロッパ諸国は常に戦いの繰り返しだということで、そういった意味で、やはり住民自身もみずからの命を守る心構えも違つたというふうに思っているわけでありまして、どうも国民の保護という思想そのものが日本は欠けているように我々は感じてきたわけでありまして、そういった基本的なことで、この国民の保護に関してお尋ねを申し上げておきたいと思えます。

石破国務大臣 先国会において先生からもいろいろお教えをいただいたことですが、要は、第一次世界大戦というのは、民間人はほとんど死ななかつた。犠牲になるのは軍人の皆様方であつた。ところが、第二次世界大戦になると民間人と軍人が同じぐらい犠牲になるようになって、朝鮮半島でそれはひっくり返つて、民間人のほうがたくさん死ぬようになった。そして、ベトナム戦争になつたら、民間人のほうがはるかに死ぬ。そして、昨年の九・一一でもそうですが、犠牲になつたのは全部民間人でございます。

どうやって民間人を守っていくか。たとえ戦に勝つたとしても、民間人がたくさん犠牲になつたら、これは何にもならないということとあります。近年そういうことになってきましたし、ましてやテロとの闘いということになれば、無差別に民間人が犠牲になるといのが特徴であります。さすれば、どうやって民間人を守るのかということの本当に真剣に考えていかなければ有事法制たり得ないの

であろう。

それは、実は、警報を発して民間人を避難させる、まず避難ということがある。そして、被害を局限するということがある。不幸にして被害を受けたとするならば、それをどうやって復旧させるかということがあります。警報、避難、局限、復旧、そういういろいろな場面において、どうやって民間人を守っていくのか。いざ武力攻撃があったときに、では、だれが警報を発して、だれが逃げると言う権限を持っていて、そして、損害があった場合にどうやってそれを局限するのか。

そして、冒頭申し上げましたように、有事と災害というのは、基本的に違うところはたくさんあります。どうやって民間人を守るかということをしちんと示すということにおきまして、現在、大車輪で作業をやっておるところと承知をいたしております。

奥山委員 官房長官にお尋ねを申し上げますが、現在、武力事態対処法がまた継続して審議されるわけでありますが、これでもまいりますと、現状ではなかなか、与党間もまだまだ議論が分かれているような状態じゃないかと思えます。ここで法案を修正するというよりも、特にテロ・不審船対応、こういう一項を盛り込むのか、あるいは別建ての法律にするのか、その辺のお考えは、今後どのように対処されていくのか、お尋ねを申し上げます。

福田国務大臣 先国会でもいろいろ議論がございました。特に国民の保護、これは、今防衛庁長官から答弁したように、極めて大事なことでございますので、これに今後大いに力を入れていかなければ

ばいけないと考えております。

また、ただいま御質問の武力攻撃事態以外の緊急事態、テロとか不審船とかいろいろございますけれども、そういうようなことについてどうするか。これは、この法制の第二十四条に、万全な措置をとるために必要な対応を考えるとということが記載されております。そういう中で今後いろいろと検討してまいらなければいけないと思っております。

そういうことで、これは与党三党のほうも、先ほどちょっとお答えしたと思いますが、前国会の議論を踏まえている修正の御相談もしてくださっているというようなことでございますので、幅広い国民の理解と協力を得られるような法案ができるようにということで、与党の御協力を得ながら、今後のこの法案の成立に全力を尽くしたいと思っております。

奥山委員 ありがとうございます。一刻も早くこの法案が成立できるような環境を急いでつくってもらいたいと思えます。終わります。